

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年5月26日（平成29年（行情）諮問第199号）

答申日：平成29年12月14日（平成29年度（行情）答申第378号）

事件名：性的マイノリティに関する研修又は会議で配布された文書（厚生労働省職員を対象としたもの）の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「性的マイノリティに関する研修，会議で配布された文書（厚生労働省職員を対象としたもの）」（以下「本件対象文書」という。）につき，その一部を保有していないとして不開示とした決定は，妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は，行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，平成29年2月17日付け厚生労働省発人0217第1号により厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は，審査請求書の記載によると，以下のとおりである。

開示請求に係る文書を保有している。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 本件審査請求人である開示請求者（以下，第3において「請求者」という。）は，平成29年1月23日付けで，処分庁に対して，法3条の規定に基づき，「性的マイノリティに関する研修，会議で配布された文書（厚生労働省職員を対象としたもの）」に係る開示請求を行った。

(2) これに対して，処分庁が平成29年2月17日付け厚生労働省発人0217第1号により部分開示決定（原処分）を行ったところ，請求者はこれを不服として，同年3月6日付け（同日受付）で審査請求を提起したものである。

なお，審査請求人は，審査請求の理由として，「開示請求に係る文書を保有している」としていることから，本件審査請求は原処分において「厚生労働省職員を対象とした性的マイノリティに関する会議で配布した文書」を保有していないため不開示とした部分に関するものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、その一部を不開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

3 理由

(1) 本件対象文書の特定について

本件開示請求は、「性的マイノリティに関する研修、会議で配布された文書（厚生労働省職員を対象としたもの）」に関して行われたものである。

厚生労働省においては、大臣官房人事課が、職員の教養および訓練に関することをつかさどるとされている。

このため、処分庁においては、厚生労働省の職員を対象とした研修及び会議において、大臣官房人事課が作成・取得し、配布した資料であって、性的マイノリティに関する記述のある文書を本件対象文書として特定した。

(2) 原処分の妥当性について

厚生労働省では、総務課長会議や書記会議等の各内部部局の担当者が集まる定例会議を実施し、厚生労働省の所掌事務に関する総合調整に関することをつかさどる大臣官房各課からの連絡事項等について各部局に周知するなどして、職員に対して必要な情報提供を行っている。処分庁において確認したところ、これらの会議において、大臣官房人事課がこれまでに性的マイノリティに関する資料を配布したことはなかった。

本件対象文書を配布する可能性のある会議として、処分庁が探索対象とした会議の範囲は、諮問庁としても是認できるものであり、したがって、これらについて探索した結果、本件対象文書が確認できなかったため不開示とした処分庁の判断は妥当であると考えられる。

本件審査請求を受けて、諮問庁としても念のため、これらの会議で使用した資料について、性的マイノリティに関する記述の有無について確認したが、そういった記述がないことを確認した。

以上より、本件対象文書について部分開示決定とした原処分は妥当であると考えられる。

(3) 請求者の主張について

請求者は、審査請求書の中で、「（処分庁は）開示請求に係る行政文書を保有している。」として原処分の取消しを求めているが、これに対する諮問庁の説明は上記（2）のとおりであるため、請求者の主張は失当である。

4 結論

以上のとおり、原処分を維持することが妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年5月26日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年11月16日 審議
- ④ 同年12月12日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、「性的マイノリティに関する研修、会議で配布された文書（厚生労働省職員を対象としたもの）」（本件対象文書）の開示を求めるものである。

処分庁は、別紙に掲げる2文書を本件対象文書と特定し、このうち文書1については、その全部を開示し、文書2については、保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているところ、審査請求書によれば、「開示請求に係る文書を保有している」として、文書2の開示を求めているものと解されるが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、文書2の保有の有無について検討する。

2 文書2の保有の有無について

- (1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、厚生労働省における性的マイノリティに関する会議の開催状況等について説明を求めさせたところ、おおむね以下のとおり説明する。

今回改めて、厚生労働省の全部局に対して、「性的マイノリティに関する会議で配布された文書（厚生労働省職員を対象としたもの）」の保有の有無について、書庫等の探索も含めて確認させたところ、いずれの部局においても、性的マイノリティに関する会議は開催されていないことが確認できた。また、当該部局において開催された会議において、性的マイノリティに関する文書が配布されていないことも確認できた。

したがって、厚生労働省においては、性的マイノリティに関する会議自体が開催されておらず、厚生労働省における会議で性的マイノリティに関する文書を配布していないことから、文書2を保有していないとして不開示とした原処分は、妥当であると考えられる。

- (2) 上記(1)の諮問庁の説明に不自然・不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。また、探索の範囲についても不十分であるとはいえない。

したがって、厚生労働省において、文書2を保有しているとは認められない。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を保有していないとして不開示とした決定については、厚生労働省において文書2を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別紙（本件対象文書）

文書1 「人権の擁護（平成27年度版）」法務省人権擁護局編集・発行

文書2 厚生労働省職員を対象とした性的マイノリティに関する会議で配布した文書